

# その事故、本当に誤嚥ですか？



## 食事中の急変＝誤嚥・窒息とは限らない

おやつを誤り利用者に配布したことを理由として業務上過失致死罪に問われ、一審でまさかの有罪となったものの昨年東京高裁で無罪とされた長野の特養での事件はまだ多くの方の記憶にあることと思う。この件は、そもそも窒息事故ではなく偶々食事中に脳梗塞等に陥ったものであるとの主張が被告人側からなされたが、そのことを彷彿とさせる民事裁判事例が令和に入り立て続けに出ている。

介護事故訴訟の新たな傾向とまでは言えずとも、「そもそも窒息していない」という線(可能性)を現場でも十分検討して頂けるよう、本号で紹介する。

# 外岡新聞

9月号

法律事務所おかげさま  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿  
8-9-14 ペイペリー  
202号  
http://okagesama.jp  
TEL:03-5358-9855  
FAX:03-6730-6140



二度目のワクチン接種も終わり、世の中も少し活気を取り戻してきました。プランクが長いマジックショーを再開したいと思えます。外部受け入れ可の施設様は是非お声がけください！

9月10日、神奈川福祉サービスクンニテセミナーをする外岡潤。



### 窒息と認定されなかった近時の裁判例(いずれも請求棄却)

- ①令和元年9月9日：東京地裁判決  
特養ショートの利用者が食事中に意識を失い死亡  
特徴：過去にむせ込みが見られていたことから、「咳反射は正常に機能していた」と認定。
- ②令和二年7月31日：札幌地裁判決  
グループホーム入居者が食事中に意識を失い死亡  
特徴：チアノーゼが出現せず、窒息の症状が見られなかったことから窒息ではないと認定。
- ③令和二年12月21日：岐阜地裁判決  
老健の利用者が食後10分後に意識を失い死亡  
特徴：完食後意識喪失までの間に、むせ込んだりチアノーゼ、痙攣等の症状を呈したとは認められないことから窒息の可能性を否定。



- ：老健のユニットリーダー
- ☆：外岡潤

○：食事中に急変しても、誤嚥とは限らないということですね…言われてみれば確かにそうですね。てっきり誤嚥窒息と思い一生懸命吸引しても、異物が全然引けないことがありますから。それでも、誤嚥と思い込んで救急隊に告げることで、その前提で話が進んでしまうということもありそうですね。

☆：そうなんです。その最たる例が長野のあずみの里での業務上過失致死事件でした(事務所報2019年7月号参照)。あの事件で被告人側は、そもそもドーナツが気道に詰まったとは考えられないと公判で一生懸命主張したのですが、捜査段階では誤嚥事故として責任を全部認めることで「家族の怒りを鎮め、解決を図ろうとした」ことから誤嚥を前提とする調書で証拠固めされ、一審で有罪とされてしまいました。

○：高裁では無罪となりましたが、この論点についてはどう判断されたのでしょうか？

☆：実は東京高裁判決では、誤嚥か否かについては審理せず、おやつを誤配したことにつき過失がないという理由だけ述べて幕を引きました。ですからこの点については未解決のまま終わったのです。

○：そうでしたか…そうならば怖いですね。未だに現場では、誤嚥と思い込んで対応・報告してしまうケースが多々ありそうですから。

☆：そこで知っておいて頂きたいのが、令和以降の民事裁判例で「誤嚥事故として提訴されたが裁判所に誤嚥と認定されなかった」ことが相次いだという事実です。私は勝手に「令和の東京・札幌・岐阜三兄弟」と呼んでいます、どれも現場のリスクマネジメントに極めて役立つ教訓となるものなのです是非覚えて頂きたいと思えます。例えば東京では医師の意見書、札幌と岐阜では死亡診断書で死因を窒息と明言していたのですが、それでも裁判所は窒息と認めませんでした。

○：なんと…医師の診断が覆されることがあるんですか。

☆：はい。一方で「救急隊員は、現場で換気可能であり、死因が窒息とは考え難いと述べていた」といった事情もあつたりして(東京)、何と言いますか医者もいい加減というか、同じ人間なので当たり前といえばそうですがその見立てが絶対正しい訳ではないのだな、ということがよく分かります。

○：はあーなるほど。そういえばうちでも、転倒骨折事故が起きて、搬送された先の医師が「これは虐

# 外岡新聞

9月号

法律事務所おかげさま  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿  
8-9-14 ペイペリー  
202号  
http://okagesama.jp  
TEL:03-5358-9855  
FAX:03-6730-6140



二度目のワクチン接種も終わり、世の中も少し活気を取り戻してきたようです。プランクが長引いてしまいましたが、少しずつ施設をご訪問してのマジックショーを再開したいと思えます。外部受け入れ可の施設様は是非お声がけください！

待に違いない」と根拠もなく断言して家族がそれを信じてしまい、大騒動になったこともかつてありました。

☆:それは極端な例かもしれませんが、施設としては一步間違えれば警察沙汰になりかねないことがあずみの件で示された訳ですから、相手が医者だろうが警察だろうが、誤嚥ではないと確信したのであればその考えを貫くべきと言えるでしょう。

○:分かりました。安易に誤嚥と結論付けないよう、現場に注意を促します。現場職員はどのような点に注意すれば良いでしょうか。

☆:まず東京の教訓、過去にむせ込みが見られていたことから、「この利用者の咳反射は正常に機能していた」、従ってむせ等見られなかった本件は誤嚥ではないと裁判所に認定されました。これは、過去むせ込みに関する記録があったから救われた訳です。いかに普段からの観察と記録が重要かが分かりますね。

○:なるほど、「むせについてもしっかり記録」、と…

☆:同様に岐阜では、食事終了から10分後、「開口したまま頸部後屈、瞳孔散大、顔面蒼白の状態意識を喪失していた」状態で発見されたのですが、「発見されるまでの間に、むせ込んだりチアノーゼ、痙攣等の症状を呈したとは認められない」ことから誤嚥・窒息ではないと認定しました。異変に気づく直前までの状態を、後からできる限り正確に思い出せるよう、しっかり観察しチアノーゼ等の典型症状が出ている利用者がいないかチェックしていきましょう。

○:確かに、発見までの様子を問われて「よく見ていませんでした」と答えるか、「意識して観察していましたが異変は見られませんでした」と言うかで印象も全く違ってきますね…忙しいからといってご利用者の顔の観察を怠らないようにしたいと思います。

☆:同じく東京で、原告側は「病院到着後、気管内及び胃管内から流動食様のものが多量に吸引された」ことを根拠として、死因は誤嚥による窒息であると主張しました。しかし裁判所は「事故直後の吸引では無色透明の唾液様のものが少量引けるのみであった」ことや「救急隊員により心臓マッサージ時にマスク内にミキサ一食が噴出した」ことから、この心臓マッサージ時に胃内から逆流して気管内に流れ込んだ可能性があるとして誤嚥の可能性を否定しました。

○:なるほど、吸引した結果何が引けたのか、引けなかったのかも含めて克明に記録することが重要です。ですが、目の前のご利用者の命を救うことが第一ですから、そのような修羅場で冷静に記録していくことは難しそうです。

☆:そうですね、誤嚥の可能性があるときは救命処置に救急搬送、看護師の呼び出し等やるのが多岐にわたりますから、だからこそ観察と記録を怠らないがしろにしないよう入念なシミュレートと準備をしておきたいものです。最後に教訓ではありませんが、札幌の利用者は余命1年程度であり突然の心停止や呼吸停止が生じ得ると医師から言われ、看取りに承諾していたにも拘らず、家族から訴えられてしまったという背景事情があります。詳細は不明ですが、家族側も承諾されていると思っけてもこのような裁判に発展することがある、ということで、油断せずに最後まで慎重に対応していきたいものです。

## 外岡流 趣味の部屋



楽しい近代西洋絵画

最近ハマったユーチューブの番組で、山田五郎さんの「大人の教養講座」というものがあります。美術評論家として素人に分かりやすく近代西洋絵画について解説してくれるシリーズなのですが、画家達の生い立ちや生涯などの背景事情にスポットライトを当てている点が特徴です。

これまで代表作を通じて何となく名前を知っている程度でしたが、とても人間味に溢れた生き様や意外な裏事情を知り、にわか美術の世界に興味を湧きました。

例えば右下の絵は言わずと知れたゴッホですが、耳切事件、自殺等謎の多い画家としても有名です。なぜ耳を切断したのか？ また最後は本当に自殺だったのか等、目から鱗の説を山田さんは展開するのですが、その根拠が専門的な研究所やゴッホ自身の残したスケッチ等大変説得力があり、非常に説得力があります。

名画を観るのは教科書以来、という方を楽しめるこの動画、お奨めです！

### 編集後記

二回目のワクチン接種も無事終わり、周囲から聞こえてくる強い副反応に戦々恐々としていたのが、熱が上がることもなく左脇の下に痛みがある位で拍子抜けするほどあっさり回復しました。ご心配をおかけしましたが通常業務も問題なくこなせています▼ここから8ヶ月後には三度目の正直？ということですが、先陣を切られた医療従事者の方等は年内にはもう三回目を受ける話が出てきています▼長期的にみて人体に悪影響が残らないことを祈ります。